

令和3年7月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和3年7月8日（木） 開会 午後3時32分
閉会 午後3時51分

場所 議会運営委員会室

出席委員 立石泰広委員長

宇田川幸夫副委員長、江原久美子副委員長

岡田静佳委員、須賀敬史委員、中屋敷慎一委員、神尾高善委員、田村琢実委員、

宮崎栄治郎委員、小谷野五雄委員、松坂喜浩委員、石川忠義委員、

山本正乃委員、木村勇夫委員、橋詰昌兎委員、萩原一寿委員、秋山文和委員

出席者 木下高志議長、岡地優副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和3年7月閉会中 議会運営委員会における発言
(令和3年7月8日(木))

委員長

- 1 7月臨時会の付議予定議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

御説明に先立ち、昨日、企画財政部長がPCR検査を受検した結果、陽性反応が出たため、その対応により当初予定していた議会運営委員会の開会時刻が遅れてしまったこととお詫び申し上げます。また、本日、朝早くからPCR検査に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。企画財政部長については、7月臨時会を欠席させていただきたいと存じますので、よろしくお願いする。

それでは、委員長のお許しをいただいたので、令和3年7月臨時会に提案させていただく議案について、御説明申し上げます。

まず本日、7月臨時会の招集について告示をさせていただいたところ、議会運営委員会の委員の皆様におかれては、御多忙のところお集まりをいただき、誠に感謝する。この場をお借りして御礼申し上げます。

国は、6月17日に本県の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき期間を7月11日まで延長することを公示し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を変更した。これを受け、本県では6月21日以降、まん延防止等重点措置区域をさいたま市及び川口市の2市にするとともに、酒類提供に係る要請を一部緩和するなどした上で、各種の対策を講じてきた。現在、県民や事業者の皆様のお協力の下、1週間における人口10万人当たりの新規陽性者数は、感染急増段階のステージⅢの目安となる15人を下回っているものの、新規陽性者数自体は増加傾向に転じている。確保病床の使用率についてはステージⅢの目安である20パーセント前後で推移しており、医療提供体制の負荷が懸念される状況にある。また、複数の指標が感染爆発段階のステージⅣに達している東京都との往来が頻繁な地域で新規陽性者数が多く、引き続き、強力な感染拡大防止対策に取り組んでいく必要がある。こうした状況を踏まえ、専門家にも意見を伺った上で検討した結果、7月7日に特措法に基づき、重点措置を実施すべき期間の延長に係る公示を行うよう国に要請した。正式には、国の決定を受け、本日開催する新型コロナウイルス対策本部会議において決定するが、さいたま市及び川口市の2市について、引き続き、重点措置を実施すべき区域とし、その他の地域も含めて、飲食店等に対する営業時間の短縮等の要請を継続することを想定している。また、国が目標とする10月から11月にかけて、希望する全ての対象者へのワクチン接種を終えるため、個別接種を行う医療機関への支援を継続するなど、接種体制の強化を図ることとした。こうした、飲食店や大規模施設等の事業者への協力金の支給や、ワクチン接種体制の強化などに係る補正予算案について御審議いただくため、臨時会を招集させていただいた次第である。それでは、お手元の資料「埼玉県議会令和3年7月臨時会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。

提案を予定している議案は、予算1件である。

お手元の資料2「令和3年7月臨時会補正予算案の概要」を御覧願う。今回の補正予算は、まん延防止等重点措置期間が延長されることを踏まえ、先ほど御説明したとおり、飲食店等の事業者に対する協力金の支給やワクチン接種体制の強化に要する経費などについて所要の補正

をお願いするものである。その結果、一般会計の補正予算の規模は、683億6,781万5千円となり、既定予算との累計額は、2兆3,878億7,062万2千円となる。

次に、「3 内容」について御説明する。

まず、○「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止」の一つ目「飲食店等に対する営業時間短縮要請等に伴う感染防止対策協力金の支給」についてである。これは、7月12日から8月22日までの期間、措置区域の2市及びその他61市町村の飲食店等を運営する事業者に対し、引き続き営業時間の短縮等を要件に、協力金を支給するものである。二つ目の「大規模施設等に対する営業時間短縮要請等に伴う感染防止対策協力金の支給」は、措置区域において、建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超える大規模施設や当該施設内のテナント等を運営する事業者に対し、午後8時までの営業時間の短縮等を要件に、協力金を支給するものである。三つ目の「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店＋（プラス）等に係る現地確認」は、引き続き、安心宣言飲食店＋（プラス）の取得を県内全域において推進するとともに、飲食店等の感染拡大防止対策の確実な実施を担保するため、認証に当たってのチェック項目の遵守状況について店舗への個別訪問により確認等するものである。

次に、○「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援」の「酒類の提供制限等により特に大きな影響を受けている酒類販売事業者等への支援」は、令和3年7月の月間売上減少率が前年又は前々年同月比で、国の月次支援金の給付対象外となる30パーセント以上50パーセント未満の事業者に対して、協力支援金を支給するものである。また、令和3年4月から7月のいずれかの月間売上減少率が前年又は前々年同月比70パーセント以上の事業者に対して、新たに特別枠を設け、国の月次支援金に上乗せして協力支援金を支給する。

次に、○「新型コロナウイルスワクチン接種体制の強化」の一つ目「個別接種促進に向けた医療機関への支援」についてである。これは、国が目標とする10月から11月にかけて希望する全ての対象者への接種を終えるため、7月末までとしていた個別接種を行う医療機関への支援を8月以降も継続するものである。二つ目の「中小企業の共同実施や大学等による職域接種への支援」は、一定の要件の下、中小企業が共同で職域接種を実施する場合や大学等が実施する場合、その会場運営に係る経費を支援するものである。

「4 財源」についてであるが、本補正予算案では、全額、国庫支出金を充てることとしている。

資料3は補正予算案を「歳入款別」、「歳出款別」、「歳出性質別」に計数整理したものである。以上が、7月臨時会に提案を予定している議案の概要である。よろしく願います。

委員長

2 7月臨時会の会期予定についてだが、7月9日（金）の1日間とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議席の枠の変更についてだが、東間亜由子議員が7月5日付けで議員辞職したことによる会派別所属議員数の変更に伴い、議席の枠を変更する必要が生じている。

については、お手元の資料1のとおり、民主フォーラムの枠を変更することでよいか。

< 了 承 >

委員長

ただ今の枠の変更を受け、民主フォーラムから議席の報告があったので、これを踏まえた議席変更一覧表を事務局に配布させる。

< 事務局職員が議席変更一覧表を配布 >

委員長

議席変更一覧表を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

ただ今、御確認いただいたとおり、本日付けをもって、議席の変更を行うことで、議長、よいか。

< 了 承 >

委員長

なお、議席の氏名柱及び登退庁ランプの調整については、開会日までの間に行うことで御了承願う。

< 了 承 >

委員長

4 常任委員の所属変更についてだが、田並尚明議員から、産業労働企業委員会から警察危機管理防災委員会へ所属変更したい旨の申出があった。については、田並尚明議員を、産業労働企業委員会から警察危機管理防災委員会へ所属変更することでよいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、埼玉県議会委員会規程第2条第2項の規定に基づき、本日付けをもって、所属変更を行うことで、議長、よいか。

< 了 承 >

委員長

5 特別委員の所属変更についてだが、辻浩司議員から、公社事業対策特別委員会から自然再生・循環社会対策特別委員会へ所属変更したい旨の申出があった。については、辻浩司議員を、公社事業対策特別委員会から自然再生・循環社会対策特別委員会へ所属変更することでよいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、埼玉県議会委員会規程第2条第2項の規定に基づき、本日付けをもって、所属変更を行うことで、議長、よいか。

< 了 承 >

委員長

なお、常任及び特別委員の所属変更については、開会日・7月9日（金）の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

6 図書室委員の任命についてだが、1名欠員となっている同委員に、民主フォーラムから、山根史子議員を任命されたい旨の申出があった。ついては、山根史子議員を図書室委員に任命することでよいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、開会日・7月9日（金）の本会議において、山根史子議員を図書室委員に任命するので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

7 新型コロナウイルス感染防止の対応についてだが、7月臨時会会期中の対応を御協議いただきたいと存じる。

本臨時会会期中の7月9日も、まん延防止等重点措置の期間内となっているため、去る6月定例会の対応に、一般質問に係る部分を除いた委員長案を作成したので、お手元の資料2を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

主な点を説明する。本臨時会会期中の本会議においては、感染リスクを軽減するため、おおむね3分の1の議員に第4委員会室に移っていただき、そちらで審議に御参加いただくことを考えている。あわせて、執行部にも必要最小限の出席者とするよう要請することを考えている。私としては、案のとおり申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請したいと考えているが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、ただ今、御決定いただいた申合せの「2 本会議における対応」の（1）議員の出席について、先ほど御了承いただいた議席の変更を踏まえ、委員長案を作成したので、配布してよいか。

＜ 了 承 ＞
＜ 事務局職員が委員長案を配布 ＞

委員長

資料のとおり、議長、副議長及び議会運営委員会の正副委員長を除き、全議員をAからCに区分した。

本会議が開かれるたび、Bの議員から順に第4委員会室に移っていただき、休憩ごとにC、Aと交代していく案である。なお、第4委員会室で審議を行う議員についても、本会議に出席したものとみなすこととする。議員の出席制限の例外として、採決等を行う際は、全議員が議場の議席で審議することを考えている。また、質疑や委員長報告など、登壇する機会のある議員については、区分にかかわらず、議場の議席に御着席いただく。

その他、定めのない事項については、議長が判断することとする。この案のとおり、取り決めたいと存じるが、いかがか。

＜ 了 承 ＞

委員長

それでは、案のとおり決定した。各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知をお願いする。

委員長

8 令和3年6月定例会委員会付託事件の審査結果について(報告)の正誤表についてだが、開会日・7月9日(金)の本会議において、お手元の資料3のとおり、議長から報告することとするので、御了承願う。

＜ 了 承 ＞

委員長

9 その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、7月臨時会開会日・7月9日(金)の午前9時30分とすることでよいか。

＜ 了 承 ＞